

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月、同年 7 月、同年 12 月及び平成元年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 4 月から 47 年 9 月まで
: ②昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月まで
: ③昭和 62 年 8 月及び同年 9 月
: ④昭和 63 年 2 月から同年 7 月まで
: ⑤昭和 63 年 10 月から平成元年 1 月まで

社会保険事務所で私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、上記の期間の納付記録が見当たらないとの回答をもらった。

遅れて納付する時期もあったが、国民年金保険料を納めることは国民の義務と思い、夫婦二人分をきちんと納付していたはずであるので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年度から 60 歳に達するまでの期間について、申立期間を除き、1 年間の申請免除期間はあるものの、残りの期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 11 月 13 日に連番で払い出されていることが確認できるとともに、社会保険事務所の被保険者台帳及び社会保険庁の記録から、納付日が確認できる期間はすべて同日で納付していること及び免除申請期間が同じであることも確認できることから、申立人が夫婦二人分を納付していたとする主張には信憑性^{しんぴょう}が高いとみられる。

申立期間④及び⑤について、申立期間⑤の後の期間は、夫婦二人ともすべて納付済みであるとともに、申立人の記録から、毎月定期的に納付している

ことも確認できる上、当該両申立期間を除く申立人夫婦の納付状況は夫が 60 歳になるまで同じである。このことから、当該両申立期間のうち、昭和 63 年 6 月、同年 7 月、同年 12 月及び平成元年 1 月に係る保険料について、申立人の夫は納付済みであるところ、申立人については未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人夫婦に係る被保険者台帳から、昭和 44 年度から 46 年度までの各年度において、未納期間に対し社会保険事務所が納付催告を行ったとする「未カード済」のゴム印が兩人ともに押されていることが確認できる。また、同被保険者台帳から、申立人夫婦の当該期間の前後の期間は、時効により納付ができなくなる直前に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①については、納付が遅延したため、時効により納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立期間②及び③については、社会保険庁の被保険者記録により、申立人の夫も当該期間が未納となっている上、申立人の同被保険者記録から、申立期間②の前の期間は過年度納付による納付、申立期間③の前後の期間は現年度納付による納付であることが確認できることから、当該両申立期間について、申立人は夫婦二人分の保険料を納付することを失念していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月、同年 7 月、同年 12 月及び平成元年 1 月を除く期間につき、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 6 月、同年 7 月、同年 12 月及び平成元年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

申立期間当時、私は、大学生で収入が無かったため、国民年金保険料については、父が保険料を負担し納付してくれていた。阪神大震災で被災したが、経済的に困窮してはならず、保険料を納付できない状況ではなかったことから必ず納付しているはずである。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を負担し、保険料納付を行っていたとする申立人の父は、申立人が20歳から会社に就職するまでの期間及び会社退職後結婚するまでの期間について、申立期間を除き未納無く保険料を納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間は、震災により国民年金保険料の納付が免除されており、保険料免除の申請から2年目には社会保険事務所が追納勧奨を行うこととされていることから、申立人の保険料納付を行っていた父が、当該追納勧奨を受けたにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、会社を退職したのを契機に妻と一緒に国民年金に加入した。保険料は、妻が毎月家に来る銀行の外交員に納付していた。私は昭和50年5月から保険料を納付している記録もあるので、続けて納付しているはずである。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和50年5月に国民年金に加入してからは、申立期間及び厚生年金保険加入期間以外は、国民年金保険料を完納しており、国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成11年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月26日から同年8月1日まで

A事業所に勤務していたときの給与明細書は4枚あり、毎月の給与から厚生年金保険料が引かれている。4か月分引かれているのに厚生年金保険被保険者記録では3か月しかない。調査の上記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は平成11年8月1日、資格喪失日は同年11月26日となっているところ、申立人の所持する給与支払明細書（平成11年8月分から同年11月分まで）においては、いずれの月の給与からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このことについて、事業主は、給与の締切日は25日、支払日は28日であるとしており、日給月給制であった申立人に、平成11年8月分（平成11年7月26日から同年8月25日までの期間）及び11月分（平成11年10月26日から同年11月25日までの期間）としてそれぞれ満額の給与が支払われていたこと、並びに事業主が保有していた12月分の給与明細書控えに申立人の名前が無いことから、申立人の当該事業所における入社日は同年7月26日、退職日は同年11月25日であったと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保

険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年9月までの期間、60年12月から62年3月までの期間、同年8月及び同年9月、63年2月から同年5月までの期間並びに63年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年4月から47年9月まで
: ②昭和60年12月から62年3月まで
: ③昭和62年8月及び同年9月
: ④昭和63年2月から同年5月まで
: ⑤昭和63年10月及び同年11月

社会保険事務所で私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、上記の期間の納付記録が見当たらないとの回答をもらった。

遅れて納付する時期もあったが、国民年金保険料を納めることは国民の義務と思い、夫婦二人分をきちんと納付していたはずであるので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月13日に連番で払い出されていることが確認できるとともに、社会保険事務所の被保険者台帳及び社会保険庁の被保険者記録から、納付日が確認できる期間はすべて同日で納付していることも確認できる。

申立期間①について、申立人夫婦に係る被保険者台帳から、昭和44年度から46年度までの各年度において、未納期間に対し社会保険事務所が納付催告を行ったとする「未カード済」のゴム印が両人ともに押されていることが確認できる。また、同被保険者台帳から、申立人夫婦の当該期間の前後の期間は、時効により納付ができなくなる直前に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①については、納付が遅延したため、時効により納付することができなかったものと推認できる。

申立期間②、③、④及び⑤について、社会保険庁の被保険者記録により、

申立人の妻も当該期間が未納となっている上、申立人の妻の被保険者記録から、申立期間②の前の期間は過年度納付による納付、申立期間③、④及び⑤の前後の期間は現年度納付による納付であることが確認できる。また、前記により、申立人夫婦は、夫婦二人分を一緒に納付していたことが推認できることを考え合わせると、当該申立期間の保険料を納付することを失念していた可能性が考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況について、申立人の記憶は不明確であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 683 (事案 342 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から44年10月まで
A市に住んでいたころ、同じ官舎の知人に国民年金の任意加入を勧められた。昭和41年5月に国民年金に任意加入後、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間について納付した記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年11月に払い出されていることが確認できること、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人は国民年金の任意加入被保険者であることから、さかのぼって加入し納付することはできないこと、申立期間中に住所を変更しているが、変更後の住所地における納付方法についても記憶があいまいであり、納付状況は不明であること、及び申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に委員会の決定に基づき平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間について、任意加入の手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年4月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年4月まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料を還付したとされているが、受け取った記憶が無く納得がいかないのに、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民年金手帳保管証の保険料納付記録欄にある領収印から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録には、申立人が昭和46年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年5月30日に喪失したことが記録されている上、申立人が、通算老齢年金の裁定請求を60年3月19日に行い、同日に国民年金の被保険者記録の追加(46年10月1日に資格喪失し、50年5月30日に資格取得)が行われたことが確認でき、これらのことから、申立期間の保険料はいったん納付されたが、後日になって、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したために保険料が還付されたものと考えられ、保険料の還付事由に不自然な点は見受けられない。

また、社会保険事務所が保管する還付整理簿を見ると、昭和60年4月17日に還付決定し、9日後の同年4月26日に納付済みの国民年金保険料2万9,150円が還付されていることが記録されており、厚生年金保険と国民年金の被保険者期間が重複していることが判明した時期と、国民年金保険料の還付手続が行われた時期に不自然さは認められず、還付金額も申立期間の保険料額に合致している。

さらに、還付に係る事務処理が適正になされなかったことや還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらないことから、申立期間に係る国民年金保険料が還付されたものとするのが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 54 年 3 月まで

私は、夫が会社を退職したのを契機に夫と一緒に国民年金に加入した。加入手続は夫が行った。保険料は、私が毎月家に来る銀行の外交員に夫の保険料と一緒に納付していた。夫には納付記録があるのに私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金に加入し、保険料を銀行の外交員に夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳番号払出簿によると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が昭和 50 年 6 月 6 日に払い出されている一方、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 9 月 5 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部はすでに時効により納付できない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は国民年金保険料を昭和 54 年 4 月から納付していることが確認できる上、さかのぼって納付した形跡も見当たらないことから、国民年金の加入手続を行った昭和 54 年度当初より現年度納付したものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から16年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から16年1月まで

私の父親が昭和62年ごろ、A村役場において、私の国民年金の加入手続きを行い、平成2年4月から11年3月までの私の国民年金の保険料を納付してくれていたはずである。それについては、役場から来た書類が証明している。また、2年1月から同年3月までの期間及び11年4月から16年1月までの期間についても、父親が私の国民年金の保険料を納付してくれていたはずであるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和62年ごろ、A村役場において、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、当時の国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成18年3月24日付けで、厚生年金保険の被保険者記号番号が付番されたものであることが社会保険庁の基礎年金番号情報で確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A村（現在は、B市）において作成された書類について、B市は、「この書類は申立人の納付記録でなく、申立期間当時、国民年金保険料の納付記録の通知は行っていないが、A村は住民が少なく顔見知りの人が多いため、国民年金の1か月当たりの保険料額の問い合わせには、書類で応じてい

たようである」としており、この書類は、申立人の国民年金保険料の納付記録の通知内容ではないものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 4 日から 41 年 3 月 1 日まで
兄の知人の紹介で、A市のB団地で営業していたC社に昭和 40 年 7 月に入社し、41 年 2 月末まで同社で勤務していた。社会保険に加入できることを条件に入社したため、厚生年金保険に加入していたことは間違い無いはずである。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できないので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、就業当時の状況や事業所の所在地に関する申立人の記憶が具体的であることから判断して、申立人が申立期間に、A市のB団地に入居していた自動車販売修理業の事業所で勤務していたことは推認できる。

また、申立人はC社に勤務していたと主張しているところ、上記B団地を管理するD事務所の事務担当者の証言により、自動車修理販売会社であるC社は、申立期間を含む昭和 37 年 4 月から 42 年 6 月までの期間に同団地に入居するための契約を交わしていたことが推認できる。

しかし、同事務所の事務担当者が述べている当該事業所の当時の代表者名と申立人が記憶している代表者名は異なっている上、C社は、現在も社名を変更して事業を継続中であるにもかかわらず、申立人は、勤務していた事業所は昭和 41 年 3 月に倒産したと述べている。これらのことから、C社の事業所状況は申立人の主張と相違しており、申立人が勤務していた事業所とは考え難い。

さらに、社会保険事務所で保管しているC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人及び申立人が記憶する同僚の氏名も確認できない。

一方、申立人は当初、勤務していた事業所名をE事業所、F事業所、G事業所、H事業所のいずれかだと思っていると述べていたため、上記4つの事業所名

で社会保険事務所の記録を確認したところ、いずれの名称においても厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、一緒に勤務していたとする同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月25日から34年6月30日まで
私は、昭和25年4月1日よりA社に勤務していたが、27年3月25日からB社に籍を移すこととなり、34年7月1日に再びA社に戻った直前のころまでは勤務していた。

B社は、在籍期間中に合併により社名がC社に変わったことを記憶している。

厚生年金保険の記録が抜けているのは納得がいかないので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするB社及びC社の後継会社であるD社に照会したところ、「昭和27年のC社設立以降の正社員の社員名簿は残っているが、申立期間について、申立人の名前は無い。申立期間当時は、契約社員や期間限定などの雇用形態もあったと思うが、正社員以外の従業員名、出向・移籍状況、正社員以外の従業員の社会保険の適用についての記録は残っていない。」としており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について、確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の勤務地（E本社又はF営業所）及び同僚の名前が不明確のため、申立期間においてB社及びC社に在籍していた複数の従業員に照会したところ、上記と同様に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するB社及びC社の被保険者名簿から、申立期間において申立人の氏名を確認することはできない上、健康保険証の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務手続に不自然な点は認められないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月ごろから 50 年 8 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。

昭和 49 年 4 月ごろ A 社に事務職として入社し、会社が倒産した 50 年 8 月まで勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管している記録によると、A社は、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所として確認できず、同一府内にあった同じ法人名の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からも、申立人の名前は確認できない。

また、申立人と同じ業務に従事していた同僚には、厚生年金保険の被保険者記録が無く、ほかに申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について、具体的な供述を得ることはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い上、社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。